

# 社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 福祉・介護機器貸与規程

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が所有する福祉・介護機器(以下「機器」という。)の貸与について必要な事項を定めるとともに、他の制度を利用できない利用者の福祉の増進及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

## (利用対象者)

第2条 機器を利用できる者は、西海市に居住する次の者とする。

- (1) 高齢または身体の障がいなどにより日常生活に著しく支障がある者
- (2) その他、本会会長が必要と認めた者

## (貸与機器)

第3条 会長は前条の該当者に次の機器を貸与するものとし、貸与期間は別表のとおりとする。

- (1) 電動ベット
- (2) 手動ベット
- (3) 車椅子
- (4) ポータブルトイレ
- (5) エアーマット
- (6) 歩行器
- (7) 入浴用椅子

## (利用料)

第4条 機器の消毒及び保存等にかかる諸経費として、利用者は別表に定める利用料を納めなければならない。

2 下記の場合は、利用料を半額に減額する。

- (1) 利用者世帯が本会会員の場合
- (2) 生活保護世帯
- (3) 介護保険制度で支給限度額以上のサービスを受けている場合
- (4) その他会長が特別に配慮が必要と認めた場合

## (貸与の条件)

第5条 機器の貸与を受けようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、福祉・介護機器貸与申請書(以下「申請書」という。)を会長に提出するものとする。
- (2) 機器の運搬は、原則として利用者が行う。ただし、事情により運搬が行えない場合は会長が認めたものに限り、本会の職員が行うことができる。

その際にかかる運搬費は別表のとおりとする。

(3) 貸与期間終了後は、直ちに本会へ返却する。ただし、貸与期間を超えて利用する場合は再申請を行う。

(4) 貸与期間中の機器の破損については、利用者が修復または同程度の機器にて弁償する。

(貸与の認可)

第6条 会長は、前条第1号の申請書を受理した時は速やかに貸与の可否を決定し、申請者に通知(様式第2号)する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

第2条 社会福祉法人西海市社会福祉協議会福祉・介護貸与規程(平成17年4月1日施行 平成17年10月7日一部改正)は、廃止する。

別 表

貸与機器、期間及び利用料、運搬費

介護機器名	貸与期間	利用料		運搬費
		1日当り	1ヶ月上限額	
電動ベッド	3ヶ月以内	80円	1,200円	1回片道500円
手動ベッド	3ヶ月以内	60円	900円	1回片道500円
車椅子	3ヶ月以内	40円	600円	1回片道300円
ポータブルトイレ	3ヶ月以内	40円	600円	1回片道300円
エアーマット	3ヶ月以内	40円	600円	1回片道300円
歩行器	3ヶ月以内	20円	300円	1回片道300円
入浴用椅子	3ヶ月以内	20円	300円	1回片道300円

運搬に伴う橋の通行、船賃等の実費は別途利用者負担